

# 精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査に関する契約書

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長 山口 靖（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査に関し、次に掲げる条項により契約を締結する。

## （合意）

- 第1条 乙は甲に対し、中華人民共和国（以下「中国」という。）向け精米の輸出条件である別紙1「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」（平成20年6月20日付け20消安第3741号消費・安全局長通達。以下「輸出検疫実施要領」という。）に基づくヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシ（以下「カツオブシムシ類」という。）が発生していないことを確認する調査及び2種の歩行性昆虫類（*Tribolium destructor*及びグラナリアコクゾウムシ。以下「歩行性昆虫類」という。）が発生していないことを確認する調査（これらの調査を以下「トラップ調査」という。）について、次条以下の事項を誓約するとともに、これを遵守することを確約し、ここに甲乙は合意に達した。
- 2 前項に掲げる事項のほか、別紙2「令和8年度中華人民共和国への精米輸出拡大に向けた精米工場の条件整備について」（以下「募集要項」という。）の内容について、甲乙は合意に達した。

## （調査先の指定）

- 第2条 乙による募集要項に基づいた申請について、甲は審査の上、トラップ調査の調査先として乙を指定するものとする。なお、当該トラップ調査に当たっては、乙は、令和8年度に甲が別途契約したトラップ調査を請け負った調査会社（以下「調査会社」という。）に協力しなければならない。

## （精米工場の要件）

- 第3条 乙は、調査会社が実施するトラップ調査を受けるに当たり、次の要件を全て満たしていかなければならない。

- (1) 50馬力程度又はそれ以上の精米機を有するとう精施設を有していること。
- (2) 主食用米穀のとう精事業を営んでいること。
- (3) 運営する精米工場が、精米の製造に関して、次のいずれかを満たしていること。
  - ア 「品質マネジメントシステム（IS09001）」、「食品安全マネジメントシステム（IS022000）」又は「食品安全システム（FSSC22000）」の国際認証を得ていること。

- イ 一般社団法人日本精米工業会の「精米HACCP」の認定を受けていること。
  - ウ 食品安全衛生管理のための「AIB食品安全統一基準」を導入していること。
  - エ 一般財団法人食品安全マネジメント協会の「JFS-B」規格または「JFS-C」規格の認証を受けていること。
- (4) 精米工程は、研削工程及び色彩選別工程を連続して含むものであること。
- (5) 指定精米工場から登録くん蒸倉庫へ精米を運搬するために用いるコンテナ、トラック等に精米を積載する前に、当該コンテナ、トラック等が密閉型であることの確認並びに精米工程後の再汚染を防止するための検査及び消毒を行う体制がとられていること。
- (6) トラップ調査の結果、精米処理の実施日時及び数量並びに再汚染防止措置に係る記録を保管する体制がとられていること。
- (7) トラップ調査及び記録の保管について責任を負う者が設置されていること。
- (8) 中国に輸出する精米に係る原料玄米について、残留農薬、重金属及び有害物質の定期的な抽出検査の結果を3年間保管する体制がとられていること。
- (9) 中国向けに輸出される精米の精米工場としての指定を受けた際は、速やかに「輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署令第248号)に基づく企業登録を行う体制がとられていること。

#### (指定申請手続)

第4条 乙は、調査会社が実施する調査の開始前までに、輸出検疫実施要領に基づく植物防疫所長等に対する中国向けに輸出される精米の精米工場としての指定を受けるための申請に係る諸手続を終えるものとする。

#### (調査経費負担期間)

第5条 トラップ調査は、甲と調査会社との間で締結された精米工場におけるカツオブシムシ類の発生調査業務請負契約(以下「調査業務請負契約」という。)に基づく調査開始日から履行期間終了日まで行い、その間の調査経費は甲が負担する。

2 前項のトラップ調査期間中に、乙の精米工場においてカツオブシムシ類又は歩行性昆虫類の発生が確認された場合、甲は、調査業務請負契約を解除し、乙を調査先とするそれ以降のトラップ調査を打ち切るものとする。ただし、トラップ調査は調査開始日から最低3か月間行うものとする。乙の精米工場におけるカツオブシムシ類または歩行性昆虫類の発生につき乙に故意又は重大な過失がある場合には、乙は甲が負担した調査経費の全額を、違約金として、食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長(以下「歳入徴収官」という。)の発行する納入告知書の納付期限までに甲に支払うものとする。

また、前項のトラップ調査期間中に、乙の精米工場において害虫等が発生しないよう、侵入防止措置、清掃、防除等の必要な措置を乙が講じなかった場合や、害虫防除に関する植物防疫官の助言等に対する乙の取組が極めて不十分だと認められる場合、甲は、調査業務請負契約を解除し、乙を調査先とするそれ以降のトラップ調査を打ち切るものとする。

- 3 第1項のトラップ調査期間中に、乙の精米工場が中国向けに輸出される精米の精米工場としての指定を受けた場合、甲は、調査業務請負契約を解除し、乙を調査先とするトラップ調査に係る調査経費の負担を終了するものとする。
- 4 乙は、第1項のトラップ調査期間中に設置したトラップを破損した場合は、自己負担により交換し、その旨を調査会社に連絡するものとする。
- 5 乙は、中国向けに輸出される精米の精米工場としての指定を受けるため中国政府の検査官による訪問を受ける場合、中国の検査官の招へいに要する費用を負担するものとする。

#### (調査の継続)

第6条 乙は、甲の費用負担により調査会社がトラップ調査を行っていた乙の精米工場において、当該調査期間中に中国向けに輸出される精米の精米工場としての指定が受けられなかった場合、当該調査の終了後においても、指定が受けられるまでの間は、自己負担によりトラップ調査を継続するよう努めるものとする。

- 2 乙は、乙の費用負担によるトラップ調査を実施するに当たっても、当該精米工場においてカツオブシムシ類が発生しないように取り組まなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定に基づく自己負担によるトラップ調査を中止しようとするときは、あらかじめその理由を様式により甲に届け出なければならない。

#### (委託精米)

第7条 乙は、中国向けに輸出される精米の精米工場としての指定を受けた際には、第三者から中国向けに輸出される精米のとう精に係る依頼を受けた場合、特段の事情がない限り、中国向けの精米の輸出拡大のため、これを受託するものとする。

#### (催告による契約の解除)

第8条 乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

### (催告によらない契約の解除)

- 第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。この場合において、乙が損害を被ることがあつても、甲はその責めを負わない。
- 一 正当な理由により、乙が本契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
  - 二 乙が本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。
  - 三 乙が正当な理由なく本契約に基づく義務を履行することができないと甲が認めたとき。
  - 四 本契約に基づく義務の履行に関し乙に不正行為があつたとき。
  - 五 第3号に定めるもののほか、本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が不能であるとき。
  - 六 乙が本契約に基づく義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 七 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 八 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

### (甲の責めに帰すべき事由による契約の解除)

- 第10条 本契約の義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

### (談合等の不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2の第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定す

る犯罪の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号のいずれかに該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、調査経費の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約を解除することができます。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結す

る事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### (行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第15条 乙は、第13条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

#### (違約金)

第16条 第5条第2項に定めるもののほか、乙は、本契約の履行に関し、第5条第1項又は第6条第1項の期間中に、乙の責めに帰すべき事由によりトラップ調査を中止し若しくは中止せざるを得なくなった場合又はトラップ調査が無効となった場合は、第5条第1項の期間中に調査会社に対して甲が負担した調査経費の全額を、違約金として、歳入徴収官の発行する納入告知書の納付期限までに甲に支払うものとする。

- 2 乙は、甲が第8条、第9条、第13条又は第14条の規定に基づき本契約の全部又は一部を解除した場合は、第5条第1項の期間中に調査会社に対して甲が負担した調査経費の全額を、違約金として、歳入徴収官の発行する納入告知書の

納付期限までに甲に支払うものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(損害賠償)

第18条 乙が、本契約の義務の本旨に従った履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合で、甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を甲に賠償しなければならない。この場合において、損害賠償金は、歳入徵収官の発行する納入告知書により納付するものとする。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次のいずれかに該当する場合には、本契約に基づく義務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
  - 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
  - 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 本契約に基づく義務が解除され、又はその義務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(延滞金)

第19条 乙が、甲に納付すべき違約金及び損害賠償金（以下「元本」という。）について、歳入徵収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかつたときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、損害の発生について、乙に故意又は重大な過失がある場合は、甲に納付すべき損害賠償金にあっては損害発生の日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。
- 3 前2項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 4 歳入徵収官は、乙が延滞金を納付する場合において、納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 5 歳入徵収官は、前項によって生じた元本の未納額については、乙に対し納付書を発行するものとし、乙は、当該納付書の定めるところによって納付しなけ

ればならない。

(契約の履行及び指示)

第20条 乙は、本契約に定める義務を誠実に履行するものとし、甲が本契約の履行に関し必要な指示を行ったときは、これに従うものとする。

(報告等)

第21条 乙は、甲が本契約の履行に関し業務及び財産の状況について報告を求め、地方農政局等の職員に、調査対象の精米工場、事務所その他の事業所において、設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させる場合において、甲に報告をし、事業所における調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

(使用者の責任)

第22条 本契約中、乙の責任を要件とする事項について、乙とあるのは、乙の被用者を含むものとする。

(契約の改定)

第23条 本契約は、甲乙協議の上、改定することができるものとする。

(法令の補充適用)

第24条 本契約に定めのない事項については、法令（条例を含む。以下同じ。）の規定によるものとする。

(協議)

第25条 本契約及び法令に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(紛争等の解決)

第26条 本契約に関して甲乙間に生じた紛争については、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

(合意管轄)

第27条 本契約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1  
食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省農産局長

山口 靖 印

乙 ○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○

○○○○○ 印

様式

トラップ調査中止届出書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省農産局長 山口 靖 殿

○○○○○○○○  
○○○○○○○○  
○○○○○○○○

令和 年 月 日付けて締結した精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査に関する契約の第6条第1項の規定に基づき、当方の自己負担により実施していたトラップ調査について、下記の理由により中止したいので、第6条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

理由：